一、営業ハ個人営業トスルコト

二、従業者ハ会社ノ使用人等ハ従業ノ係トスルコト

三、其ノ他、其ノ五項ノ目的ニ賛成ノ諸ニツキ努ムルコト

但、職性者ハ当ラズ

（協調會勞働課）